

## 新・放課後子ども総合プランの策定経緯と主な改正ポイント

### 策定の経緯

【平成19年3月14日 放課後子どもプラン策定】

【平成26年7月31日 放課後子ども総合プラン策定】（本プラン策定により、放課後子どもプラン廃止）

【平成28年6月2日 ニッポン一億総活躍プラン（閣議決定）】

追加的な受け皿整備を平成30年度末に前倒して実現するための方策を検討する。

【平成29年12月8日 新しい経済政策パッケージ（閣議決定）】

「放課後子ども総合プラン」に基づく2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を、来年度までに前倒しする。さらに、状況を踏まえ、その後の在り方について検討する。

【平成30年6月15日 経済財政運営と改革の基本方針2018（閣議決定）】

女性の就業率の上昇や保育ニーズの高まりを踏まえ、2023年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の更なる受け皿拡大や育成支援の内容の質の向上などを内容とする新たなプランを今夏に策定する。

平成30年9月14日 「新・放課後子ども総合プラン」の策定・公表（地方自治体に文科省、厚労省から通知）

### 主な改正ポイント

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備。（約122万人⇒約152万人）
- 国全体の目標に、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図ることを追加。
- 「登下校防犯プラン」を踏まえ、来所・帰宅時の安全確保への取組を追加。
- 放課後等デイサービス事業との連携や同事業の実施に当たって学校施設の積極的な活用に関することを追加。

39

## 新・放課後子ども総合プラン

(2018(平成30)年9月14日公表)

### 背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

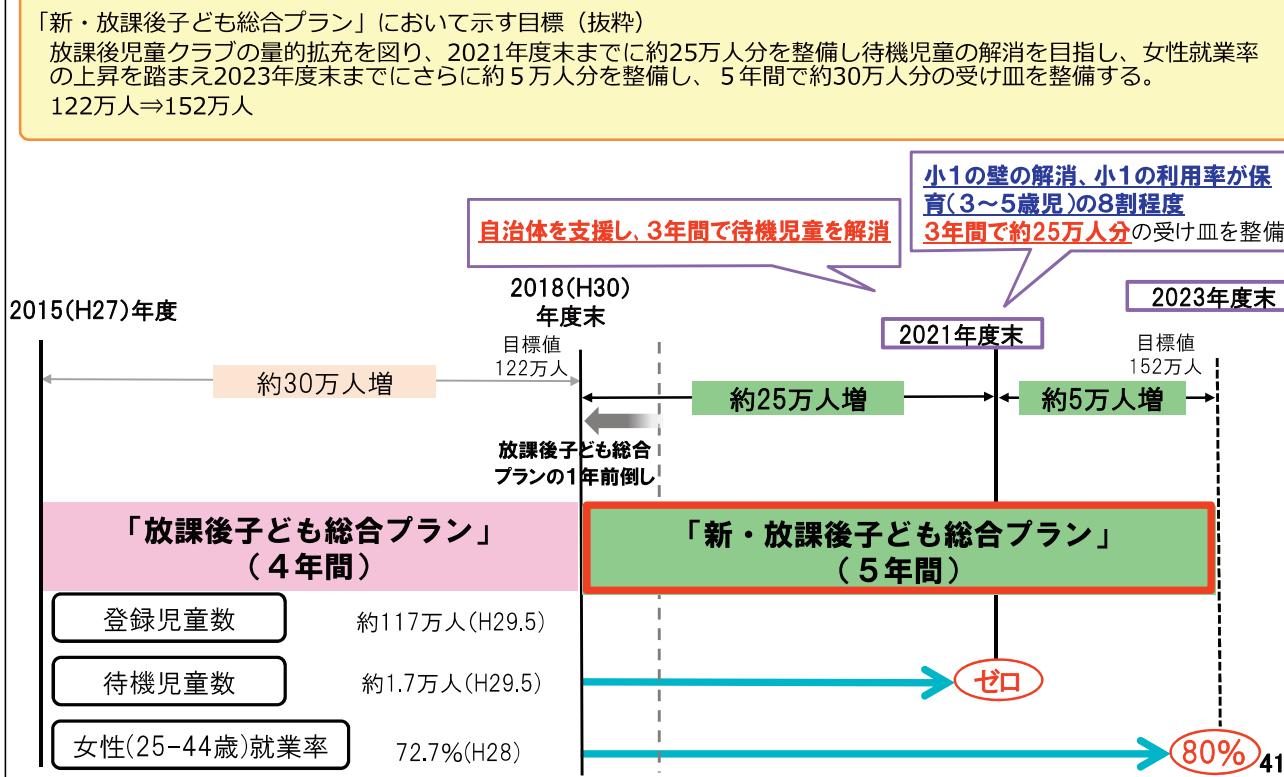
### 「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

40

## 放課後児童クラブの受け皿整備（「新・放課後子ども総合プラン」）

(2018(平成30)年9月14日公表)



## 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の取組（ある自治体の例を参考に作成）

### 一体型とは

- 共働き家庭等も含めた全ての就学児童を対象に、共通の活動場所において多様な共通プログラムを実施
- 活動場所は学校の余裕教室や特別教室（家庭科室や理科室、ランチルーム等）、学校敷地内の専用施設等の安心・安全な活動場所を活用

### 一体型のイメージ

【学校の敷地内等にて実施】

※放課後子供教室については、各地域の実情等に応じて開催

# 総合的な放課後児童対策に向けて 放課後児童対策に関する専門委員会 中間とりまとめ(概要)

(平成30年7月27日 公表)

## 1. 子どもたちの放課後生活の重要性とその理念

### (1)児童の権利に関する条約と改正児童福祉法の理念を踏まえた子どもの主体性を尊重した育成

- ✓ 放課後児童対策の中で、全ての子どもに対し「子どもの最善の利益」を保障していかなければならない。「子どもの最善の利益」を保障するには、放課後児童対策に関わる者のあり方も問われる。
- ✓ 子どもの主体性や自己決定力の尊重や育成が、児童の権利に関する条約の精神からみた育成観である。

### (2)子どもの「生きる力」の育成

- ✓ 子どもの自主性、社会性や自立を育む観点に立ち、放課後生活と学校教育を通じてともに「生きる力」を育成することが必要である。

### (3)地域共生社会を創出することのできる子どもの育成

- ✓ 地域社会を構成する一員として、人と人がつながり合い、多様性を許容できる子どもを育てていくことが求められる。そのために、子どもが地域に関わりをもって育つことが保障されなければならない。

→ 子どもが育つ場が多様に用意される必要があり、総合的な放課後児童対策の展開が求められる。

## 2. 放課後児童対策の歴史的推移と現状及びその課題

- 今後の放課後児童対策の方向性として、現行「放課後子ども総合プラン」を推進していく中で、地域の様々な施設を有機的に連携させ、どの地域の子どもも放課後に多様な体験が行えるようなあり方を目指すことが望ましい。
- 社会的・福祉的課題に対応した放課後の事業の必要性が、公営、民営如何にかかわらず高まっている。児童福祉法の理念に基づき、これらの事業に対してどのような支援のあり方が考えられるか、検討が求められる。
- 「児童館ガイドライン」に基づき、児童館の機能をより一層充実させていくことが期待される。
- 子どもと保護者が放課後の居場所を選べるよう、情報を提供することやその情報を提供しコーディネートする役割が必要があると考えられる。その際、放課後児童対策全般についての実態把握、情報公開、子どもの権利擁護等が今後の課題となる。

43

## 3. 放課後児童クラブの今後のあり方

### (1)待機児童の解消（いわゆる「量の拡充」について）

- 女性の就業率の上昇等を踏まえたニーズを見込み、新たな整備目標を設定した上で、必要な受け皿整備を着実に進める必要がある。
- 「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブと放課後子供教室との「連携」又は「一体型」の実施において、学校施設に加え、今後は児童館や社会教育施設等を活用することも求められる。その際も、放課後児童クラブに通う子どもの生活の場としての機能を十分担保し、育成支援の環境に配慮する。
- 4年生以上の高学年児童の待機児童の解消方策として、放課後児童クラブの整備に加え、地域の中に多様な居場所を確保することが求められる。
- 放課後児童支援員を支援したり、その資質を高めるという観点から、専門的な知識や技能を持ったスーパーバイザー的な職員の配置を検討することも考えられる。

### (2)質の確保

#### ①放課後児童クラブに求められるもの

- 「放課後児童クラブ運営指針」が求める育成支援の内容を全ての放課後児童クラブで実現できるよう、放課後児童支援員の育成や資質の向上により一層取り組む必要がある。  
(例)「運営指針解説書」を研修のテキストとして活用、運営指針に基づき育成支援を行っている事例の収集・公開等
- 放課後児童クラブの質の確保にあたって、情報公開の推進、自己評価とその公表、第三者評価の実施や子どもの安全確保の体制の整備は重要な視点である。  
(例)自己評価の項目例作成、第三者評価の導入や具体的方法の検討等

#### ②放課後児童支援員のあり方・研修について

- 放課後児童支援員は、放課後児童クラブにおいて子どもの「育成支援」を行う専門的な知識を有する者として置かれたものであり、様々な職務を担っている。放課後児童支援員の職務が確実に行われるよう、待遇改善が望まれる。
- 放課後児童クラブの整備に合わせ、その運営に必要な人数の放課後児童支援員を確保すると同時に、その方策について検討する必要がある。
- 放課後児童支援員認定資格研修について:経過措置が終了する2020年度以降のあり方を速やかに検討する必要がある。
- 放課後児童支援員資質向上研修について:研修体系の整理や研修内容の充実方策等について、今後検討すべきである。

44

## 社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会について

**設置の趣旨：**放課後児童クラブについては、女性就業率の上昇に伴い利用児童数が増加の一途にある中、量の拡充に加え、質の確保などのニーズへの対応等が課題となっている。こうした状況を踏まえ、今後の放課後児童クラブのあり方を含め、放課後児童対策について検討するため、社会保障審議会児童部会に「放課後児童対策に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

### 概要

#### 1. 構成等

- (1) 専門委員会委員は右記参照のこと。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 専門委員会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課において処理する。

#### 2. 主な検討事項

- (1) 放課後児童対策について
- (2) その他

#### 3. その他

- (1) 委員会は原則公開とする。

### 委員

氏名	所属
安部 芳絵	工学院大学 教育推進機構 准教授
池本 美香	株式会社日本総合研究所 上席主任研究員
植木 信一	新潟県立大学 人間生活学部 教授
小野 さとみ	特定非営利活動法人町田市学童保育クラブの会 金井学童保育クラブ 施設責任者兼放課後児童支援員
柏女 露峰	淑徳大学 総合福祉学部 教授
金藤 ふゆ子	文教大学 人間科学部 教授
光真坊 浩史	一般社団法人全国児童発達支援協議会 理事
清水 将之	淑徳大学短期大学部 こども学科 准教授
鈴木 安由美	静岡県健康福祉部こども未来局こども未来課 課長
鈴木 克昌	調布市子ども生活部児童青少年課 課長
田中 弘樹	砥部町子育て支援課 課長
水野 かおり	一般財団法人児童健全育成推進財団 企画調査室参事
山田 和江	学童クラブ「清明っ子」代表兼放課後児童支援員
山野 則子	大阪公立大学現代社会システム科学研究科 教授

(敬称略、五十音順)  
【注】◎は委員長

### 開催実績

第1回：平成29年11月8日 第2回：平成29年11月20日 第3回：平成29年12月4日 第4回：平成30年1月29日

第5回：平成30年2月8日 第6回：平成30年2月27日 第7回：平成30年3月19日 第8回：平成30年4月20日

第9回 平成30年5月15日 第10回：平成30年6月4日 中間とりまとめ 平成30年7月27日公表 第11回：令和4年6月30日

45

## 参考資料

- ・令和4年度予算について
- ・放課後児童クラブの第三者評価について
- ・こども家庭庁の設置について
- ・子育て支援員について

# 令和4年度予算について

47

## 放課後児童クラブ関係予算のポイント

令和3年度予算額 1,092億円 → 令和4年度予算額 1,065億円

子ども・子育て支援交付金 令和3年度 922億円 → 令和4年度予算 981億円  
子ども・子育て支援整備交付金 令和3年度 170億円 → 令和4年度予算 84億円

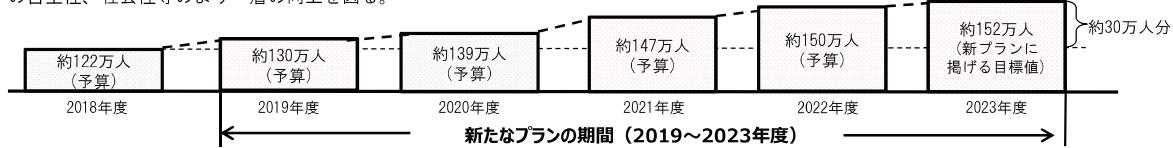
- 保護者が労働等により屋間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。

- 実施主体：市町村（特別区を含む） ※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる



### 新・放課後子ども総合プランについて

「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日策定）を踏まえ、放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分（約122万人から約147万人）を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分（約122万人から約152万人）の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。



### 1. 運営費等（主な内容）

#### （1）放課後児童健全育成事業（運営費）

放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助

#### （2）放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要な経費に対する補助

#### （3）放課後児童クラブ支援事業

- ① 障害児を受け入れた場合の加配職員の配置等に必要な経費に対する補助
- ② 待機児童が存在している地域等において、アパート等を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するために必要な賃借料等に対する補助
- ③ 放課後児童クラブへの移動や帰宅する際の送迎支援に必要な経費に対する補助

#### （4）障害児受入強化推進事業等

（3）の①に加え、障害児を3人以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要な経費に対する補助

#### （5）放課後児童支援員の処遇改善

① 18:30を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助

② 放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助

#### （6）放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

遊び及び生活の場の清掃等の運営に開かれる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要な経費に対する補助

**2. 施設整備費（主な内容）**

**放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助**

<国庫補助率當上げ（平成28年度からの継続）>

公立の場合：（嵩上げ前）国1／3、都道府県1／3、市町村1／3  
→（嵩上げ後）国2／3、都道府県1／6、市町村1／6

私立の場合：（嵩上げ前）国2／9、都道府県2／9、市町村2／9、社会福祉法人等1／3  
→（嵩上げ後）国1／2、都道府県1／8、市町村1／8、社会福祉法人等1／2

**3. 研修関係（主な内容）**

**（1）放課後児童支援員認定資格研修**

放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている研修を実施するために必要な経費に対する補助

**（2）放課後児童支援員等資質向上研修事業**

現任職員向けの研修を実施するために必要な経費に対する補助

**4. その他（保育対策総合支援事業費補助金により実施）**

**I 子どもの居場所の確保**

**（1）放課後居場所緊急対策事業**

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない主として4年生以上の児童を対象に、児童館や公民館等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心な子どもの居場所を提供する。

**（2）小規模多機能・放課後児童支援事業**

地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

**II 育成支援の内容の質の向上**

**（1）放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置（「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中で実施）**

利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

**（2）放課後児童クラブの人材確保支援（「保育士・保育所支援センター設置運営事業」及び「保育人材等就職・交流支援事業」の中で実施）**

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター等において、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市町村において就職相談等の支援を行う。

**5. 令和4年度予算における運営費の主な拡充内容**

**① 放課後児童支援員等に対する9,000円の処遇改善【新規】**

放課後児童支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置※を、令和4年10月以降も、引き続き実施する。※実際の引上げについては、職員の経験年数等に応じた配分など柔軟な運用を可能とする。

**② 障害児受け入れ強化推進事業の拡充【拡充】**

・障害児を6人以上8人以下受け入れる場合は現行の1名に加え、更に1名の職員を加配（計2名）、障害児9人以上受け入れる場合は現行の1名に加え、更に2名の職員を加配（計3名）できるよう補助単価を拡充する。  
・医療的ケア児を受け入れる場合に、看護職員等が当該児童への付き添い等による送迎や病院への付き添い等を行った場合の補助を創設する。

**【令和3年度補正予算における放課後児童クラブ予算の主な拡充内容】**

**① 放課後児童クラブで働く職員の収入の引上げ**

放課後児童支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置※を、令和4年2月から実施する。※実際の引上げについては、職員の経験年数等に応じた配分など柔軟な運用を可能とする。

**② 放課後児童クラブの整備促進**

放課後児童クラブの待機児童を早期に解消するため、待機児童が発生している市町村等における放課後児童クラブ整備の加速化を図る。

**③ 放課後児童クラブ等における感染症拡大防止対策に係る支援等**

放課後児童クラブ等において、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等や簡易な改修に必要な経費について補助を行う。  
また、放課後児童クラブ等において、連絡帳の電子化やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備及び研修のオンライン化に係る費用を補助する。

（注）金額は令和4年度予算額（（ ）内は令和3年度予算額）

**1. 運営費等 981億円（922億円）**

※補助率：国1／3、都道府県1／3、市区町村1／3

**（1）量的拡充**

**① 放課後児童健全育成事業（運営費）**

（ア）事業内容

保護者が労働等により屋間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する費用の補助を行う。なお、地方分権一括法による従うべき基準の参照化に伴い、常時職員1名配置とする等のクラブについて、職員配置に応じた補助基準額を設定する。

（イ）補助基準額 ※それぞれ年間開所日数250日以上、児童数36～45人の場合

- （i）設置運営基準どおり放課後児童支援員等を配置した場合  
補助基準額：4,676千円（4,672千円）
- （ii）放課後児童支援員1名のみの配置とした場合  
補助基準額：3,942千円（3,940千円）
- （iii）職員複数配置かつ設置運営基準に基づく放課後児童支援員を配置しない場合  
補助基準額：4,123千円（4,123千円）
- （iv）職員1名配置かつ設置運営基準に基づく放課後児童支援員を配置しない場合  
補助基準額：3,300千円（3,300千円）

**② 放課後子ども環境整備事業**

ア 放課後児童クラブ設置促進事業

（ア）事業内容

放課後児童クラブ設置促進事業（小学校の余裕教室や民家・アパート等の既存施設の改修を行った上で、必要に応じ設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業）の補助を行う。

（イ）補助基準額：12,000千円（12,000千円）

子ども・子育て支援交付金（内閣府所管）：  
1,748億円の内数（1,673億円の内数）

29

50

## イ 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の推進

### (ア) 事業内容

小学校の余裕教室を改修等して放課後児童クラブを設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合には、放課後児童クラブ設置促進費及び放課後児童クラブ環境改善費に加えて、一体的に実施する際に必要となる設備の整備・修繕及び備品の購入に係る経費の上乗せ補助を行う。

[（※）次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

（イ）補助基準（加算）額：1,000千円（1,000千円）

## ウ 幼稚園・認定こども園等の活用の促進

### (ア) 事業内容

幼稚園、認定こども園等を活用して、放課後児童クラブの設置促進を図るために必要となる小学生向けの遊具等を購入等するための環境改善経費（設備の整備・修繕及び備品の購入）の補助を行う。

[（※）次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

（イ）補助基準額：5,000千円（5,000千円）

## ③ 放課後児童クラブ障害児受入推進事業

### (ア) 事業内容

放課後児童クラブにおける障害児の受入れを推進するため、必要となる専門的知識等を有する職員の配置に要する経費の補助を行う。

（イ）補助基準額：1,956千円（1,956千円）

## ④ 放課後児童クラブ運営支援事業

### ア 貸借料補助

#### (ア) 事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童クラブを平成27年度以降に新たに運営するためには必要な賃借料の補助を行う。

[（※）次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

（イ）補助基準額：3,066千円（3,066千円）

### イ 移転関連費用補助

#### (ア) 事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等から、より広い場所に放課後児童クラブを移転して、受入児童数を増やすことができるよう、その移転に係る経費の補助を行う。

（イ）補助基準額：2,500千円（2,500千円）

### ウ 土地借料補助

#### (ア) 事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の土地を活用して、放課後児童クラブを設置する際に必要な土地借料への補助を行う。

（イ）補助基準額：6,100千円（6,100千円）

（ウ）補助対象：施設整備費の対象となる市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人、株式会社、NPO法人等以外の民間団体等

## ⑤ 放課後児童クラブ送迎支援事業

### (ア) 事業内容

授業終了後に学校敷地外の放課後児童クラブに移動する際に、子どもの安全・安心を確保するため、地域において子どもの健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等の活用等による送迎支援を行うために必要な経費の補助を行う。

（イ）補助基準額：507千円（507千円）

## (2) 質の向上

### ① 放課後児童支援員等処遇改善等事業

#### (ア) 事業内容

保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育所の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように、18時半を超えて開所する放課後児童クラブにおいて、

(i) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等を行い、いずれかの業務に従事する職員を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な経費の補助を行う。

(ii) または、(i)に加え、地域との連携、協力等を行い、いずれかの業務に従事する職員を配置し、うち1名以上を常勤職員とする場合に、当該職員の賃金改善経費を含む常勤職員を配置するために必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額：(i) 1,678千円 (1,678千円) (ii) 3,158千円 (3,158千円)

### ② 障害児受入強化推進事業【新規、拡充】

#### (ア) 事業内容

障害児受入推進事業による職員1名の加配に加え、障害児3人以上の受入れを行う場合に、追加で職員1名を加配するための経費の補助を行うとともに、医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員（看護師等）の配置等に要する経費の補助を行う。

#### (イ) 補助基準額

##### (i) 障害児を受け入れる場合

⑦ 障害児を3人以上5人以下受け入れる場合 1,956千円 (1,956千円)

① 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合

職員1名を配置：1,956千円 (1,956千円) 職員2名を配置（拡充）：3,912千円 (1,956千円)

② 障害児を9人以上受け入れる場合

職員1名配置：1,956千円 (1,956千円) 職員2名を配置（拡充）：3,912千円 (1,956千円)

職員3名を配置（拡充）：5,868千円 (1,956千円)

##### (ii) 医療的ケア児を受け入れる場合

⑦ 看護職員等を配置：4,061千円 (4,029千円)

① 看護職員等が送迎支援等を実施（新規）：1,353千円 (一 千円)

53

### ③ 小規模放課後児童クラブ支援事業

#### (ア) 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、放課後児童支援員等の2人以上の配置を基本としているため、19人以下の小規模クラブについて、複数配置して運営することが可能となるよう、必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額：608千円 (608千円)

### ④ 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業

#### (ア) 事業内容

放課後児童クラブにおける要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者）の対応や関係機関との連携の強化等、保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う職員の配置に必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額：1,295千円 (1,294千円)

### ⑤ 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

#### (ア) 事業内容

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や子どもが学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額：1,444千円 (1,443千円)

### ⑥ 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業

#### (ア) 事業内容

放課後児童クラブの育成支援の質の向上を図るために、第三者評価の受審に必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額：300千円 (300千円)

54

### (3) その他（放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善）

#### ○ 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

##### (ア) 事業内容

放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員について、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に必要な経費の補助を行う。

(i) 放課後児童支援員を対象に年額131千円（月額約1万円）

(ii) 経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を修了した者を対象に(i)と合わせて年額263千円（月額約2万円）

(iii) (ii)の条件を満たす経験年数が概ね10年以上の事業所長（マネジメント）的立場にある放課後児童支援員を対象に(ii)と合わせて年額394千円（月額約3万円）

(イ) 補助基準額：(i) 131千円（131千円） [1人当たり年額]

(ii) 263千円（263千円） [1人当たり年額]

(iii) 394千円（394千円） [1人当たり年額]

※1 支援の単位あたりの基準額は、919千円（919千円）を上限とする。

## 2. 放課後児童クラブ施設整備費 84億円（170億円）

市町村が、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画に位置付けた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。また、待機児童が発生している市区町村等における施設整備費の国庫補助率嵩上げを継続する。

① 実施主体：市区町村

② 補助対象事業者：市区町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人、株式会社、NPO法人等

③ 補助基準額：

ア 新・放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内の創設整備の場合 58,120千円（57,318千円）

[（※）次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

イ 上記以外の場合：29,060千円（28,659千円）

④ 補助率：

〔【公立の場合】国:1/3、都道府県1/3、市区町村1/3  
【民立の場合】国:2/9、都道府県2/9、市区町村2/9、社会福祉法人等1/3〕

注：放課後児童クラブに待機児童が発生している場合等に、補助率の嵩上げを実施（平成28年度～）

〔【公立の場合】国:2/3、都道府県1/6、市区町村1/6  
【民立の場合】国:1/2、都道府県1/8、市区町村1/8、社会福祉法人等1/4〕

### 3. 放課後児童対策の推進 9億円の内数（9億円の内数）

放課後の子どもの居場所の確保や、放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上を図るなど、放課後児童対策を推進する。

#### I 子どもの居場所の確保

##### 1. 児童館、公民館等の既存の社会資源を活用した放課後の子どもの居場所の確保

- 待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない主として4歳生以上の児童を対象に、児童館、公民館、塾、スポーツクラブ等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心な子どもの居場所を提供する。

※実施主体：市区町村 補助基準額：1,042千円（1,042千円）【±0千円】 補助率：1／3

##### 2. 小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保

- 地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所や一時預かり、地域子育て支援拠点などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

※実施主体：市区町村 補助基準額：1,042千円（1,042千円）【±0千円】 補助率：1／3

#### II 育成支援の内容の質の向上

##### 1. 放課後児童クラブの質の向上【「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中で実施】

- 利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する。

※実施主体：都道府県、市区町村 補助基準額：4,064千円（4,064千円）【±0千円】 補助率：1／2

##### 2. 放課後児童支援員の人材確保【「保育士・保育所支援センター設置運営事業」及び「保育人材等就職・交流支援事業」の中で実施】

- 放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター等において、放課後児童支援員として就労を希望する者に対し、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市区町村において就職相談等の支援を行う。

※実施主体：都道府県、市区町村 補助基準加算額：1,219千円（1,217千円）【+2千円】 補助率：1／2

57

### 4. 放課後児童支援員等研修関係 40億円の内数（44億円の内数）

#### （1）職員の資質向上・人材確保等研修事業

	放課後児童支援員認定資格研修事業	放課後児童支援員等資質向上研修事業
事業内容	「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている都道府県知事等が行う研修（認定資格研修）を実施するために必要となる経費の補助を行う。	平成27年3月に取りまとめられた「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理—放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめー」において、放課後児童支援員等の経験年数やスキルに応じた適時適切な研修体系にしていくことが、事業全体の質の向上を図る上でも必要とされていることから、都道府県等が現任の従事者向けの研修を実施するために必要な経費の補助を行う。
実施主体	都道府県、指定都市、中核市（一部委託可）	都道府県、市町村（特別区を含む。）（委託可）
補助基準額	厚生労働大臣が認めた額	厚生労働大臣が認めた額
補助率	国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／2	国1／2、都道府県・市区町村1／2
その他	放課後児童クラブに従事している者が認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。	放課後児童クラブに従事している者が当該研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上

#### （2）指導者養成等研修事業

##### ○ 都道府県認定資格研修講師養成研修

###### （ア）事業内容

都道府県知事等が行う研修（認定資格研修）の講師となる者を養成するため、放課後児童クラブに放課後児童支援員として従事するために必要なアイデンティティ、役割及び育成支援の内容等の共通の理解とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を共通の認識として持ち、講師としての一定の資質及び水準を確保することを目的として、全国をブロックに分けて本研修を実施する。

###### （イ）実施主体

国（民間団体に委託して実施）

58

# 放課後児童クラブにおける 第三者評価について

59

## 福祉サービス第三者評価基準（放課後児童クラブ版）について

### 基準発出の経緯

- 利用者本位の福祉を実現するため、事業者のサービスの質を向上させること、また、事業の透明性を確保し、利用者のサービス選択を容易にするために、事業者でも利用者でもない第三者の視点で評価を行うため、平成16年度より福祉サービス第三者評価制度が導入された。
- 社会保障審議会児童部会「放課後児童対策に関する専門委員会中間とりまとめ（平成30年7月）」では、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の質の確保の観点から、自己評価の項目例の策定や第三者評価を導入することが提言されている。
- これを受け、平成30年度から令和2年度にかけて、調査研究により、第三者評価の導入や評価基準等についての検討を実施した。
- 全国社会福祉協議会福祉サービスの質の向上推進委員会での議論を経て、令和3年3月に放課後児童クラブ版の福祉サービス第三者評価基準を策定し、発出した。（厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長連名通知）

### 第三者評価基準ガイドラインの構造

共通評価基準 全福祉施設等に共通の内容	44項目	内容評価基準 放課後児童クラブ独自の内容	18項目
<p>I 福祉サービスの基本方針と組織</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 理念・基本方針</li><li>2. 経営状況の把握</li><li>3. 事業計画の策定</li><li>4. 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組</li></ol> <p>II 組織の運営管理</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 管理者の責任とリーダーシップ</li><li>2. 福祉人材の確保・育成</li><li>3. 運営の透明性の確保</li><li>4. 地域との交流、地域貢献</li></ol> <p>III 適切な福祉サービスの実施</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 利用者本位の福祉サービス</li><li>2. 福祉サービスの質の確保</li></ol>		<p>A-1 育成支援</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備</li><li>(2) 放課後児童クラブにおける育成支援</li><li>(3) 子ども一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする育成支援</li><li>(4) 固有の援助を必要とする子どもへの適切な育成支援</li><li>(5) 適切なおやつや食事の提供</li><li>(6) 安全と衛生の確保</li></ol> <p>A-2 保護者・学校との連携</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 保護者との連携</li><li>(2) 学校との連携</li></ol> <p>A-3 子どもの権利擁護</p>	

60

## 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業

(子ども・子育て支援交付金 令和4年度予算：981億円の内数)

### 1. 事業目的

- 放課後児童健全育成事業を行う者における第三者評価の受審を推進するため、当該評価の受審に必要となる費用を補助することにより、放課後児童健全育成事業の質の向上を図り、児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。

### 2. 事業内容

- 放課後児童健全育成事業を行う者が「放課後児童健全育成事業における第三者評価基準ガイドラインについて」（令和3年3月29日厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長連名通知）等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者評価機関による評価（市町村が委託等により行わせるものも含む。）を受審するために必要となる費用を補助する。

なお、受審結果についてはホームページ等により広く公表すること。

※ 評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表（評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合に本事業の対象となること。

※ 第三者評価の受審は3年に一度程度を想定しており、同一の放課後児童健全育成事業を行う者に対しては、当該補助を行った年度から3年度間は再度の補助は行えないこと。

### 3. 実施主体

- 市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）とする。
- ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

### 4. 補助率

- 国1／3、都道府県1／3、市町村1／3

### 5. 令和4年度補助基準額

- 1クラブ当たり年額300千円

※ 本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

61

## こども家庭庁の設置について

62

## こども政策の新たな推進体制に関する基本方針のポイント (こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について(令和3年12月21日閣議決定))

- 常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押し。
- そのための新たな司令塔として、子ども家庭庁を創設。

### 今後のこども政策の基本理念

子どもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案

- ◆ こどもは保護者や社会の支えを受けながら自己を確立していく主体と認識し、保護すべきところは保護しつつ、**子どもの意見を年齢や発達段階に応じて政策に反映**。若者の社会参画の促進。
- ◆ 家庭が基盤。親の成長を支援することが子どものより良い成長につながる。**子育て当事者の意見を政策に反映**。
- ◆ 妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、療育、福祉、教育を提供。
- ◆ 安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや体験ができる、幸せな状態（Well-being）で成長できるよう、家庭、学校、職域、地域等が一体的に取り組み、全ての子どもが、施策対象として取り残されることなく、当事者として持続可能な社会の実現に参画できるよう支援。
- ◆ こども本人の福祉というだけにとどまらない我が国社会の持続可能性にも資するとの認識。

全ての子どもの健やかな成長、Well-beingの向上

誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援

子どもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援

待ちの支援から、予防的な関わりを強化とともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようブッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換

データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、P D C Aサイクル（評価・改善）

- ◆ こどもの困難は、子どもの要因、家庭の要因、家庭内の関係性の要因、環境の要因等、様々な要因が複合的に重なり合って表出。問題行動はこどもからのS O S。保護者自身にも支援が必要。
- ◆ 教育、福祉、保健、医療、雇用などに**関係する機関や団体が密接にネットワークを形成**し支援。18歳など特定の年齢で一律に区切ることなく、子どもや若者が円滑に社会生活を送ることができるようになるまで伴走。
- ◆ 地域における関係機関やN P O等の民間団体等が連携して、こどもにとって適切な場所に出向いてオーダーメイドの支援を行うアウトリーチ型支援（訪問支援）の充実。
- ◆ S N Sを活用したブッシュ型の情報発信の充実。

- ◆ 様々なデータや統計を活用するとともに、**こどもからの意見聴取などの定性的な事実も活用**し、個人情報を取り扱う場合にあってはこども本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、エビデンスに基づき多面的に政策を立案し、評価し、改善。

63

### こども家庭庁の必要性、目指すもの

- ◆ こども政策を更に強力に進めていくため、常に子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を第一に考え、**こどもまんなか社会の実現に向けて専一に取り組む独立した行政組織と専任の大臣が必要**。
- ◆ 新たな行政組織として、こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、子どもの権利利益の擁護を**任務とする**こども家庭庁を創設。
- ◆ こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実。こども家庭庁と文部科学省が密接に連携。

### こども家庭庁の基本姿勢

#### ①子どもの視点、子育て当事者の視点

こどもや若者の意見を年齢や発達の程度に応じて政策に反映。子育て当事者の意見を政策に反映。

#### ②地方自治体との連携強化

現場のニーズを踏まえた先進的な取組を横展開し、必要に応じ制度化。人事交流の推進。定期的な協議の場の設置。

#### ③N P Oをはじめとする市民社会との積極的な対話・連携・協働

N P O等の様々な民間団体や、民生・児童委員、青少年相談員、保護司等とのネットワークの強化。民間人の積極登用。

### 強い司令塔機能

- ◆ 内閣総理大臣の直属の機関として、内閣府の外局に。
- ◆ これまで別々に担われてきた司令塔機能をこども家庭庁に一本化し、就学前の全ての子どもの育ちの保障や**全ての子どもの居場所づくりなどを主導する**。
- ◆ 各省大臣に対する**勧告権等を有する**こども政策を担当する内閣府特命担当大臣を**必置化**。
- ◆ 別々に運営されてきた総理を長とする閣僚会議を**一体的に運営**。
- ◆ 別々に作成・推進されてきた大綱を**一体的に作成・推進**。

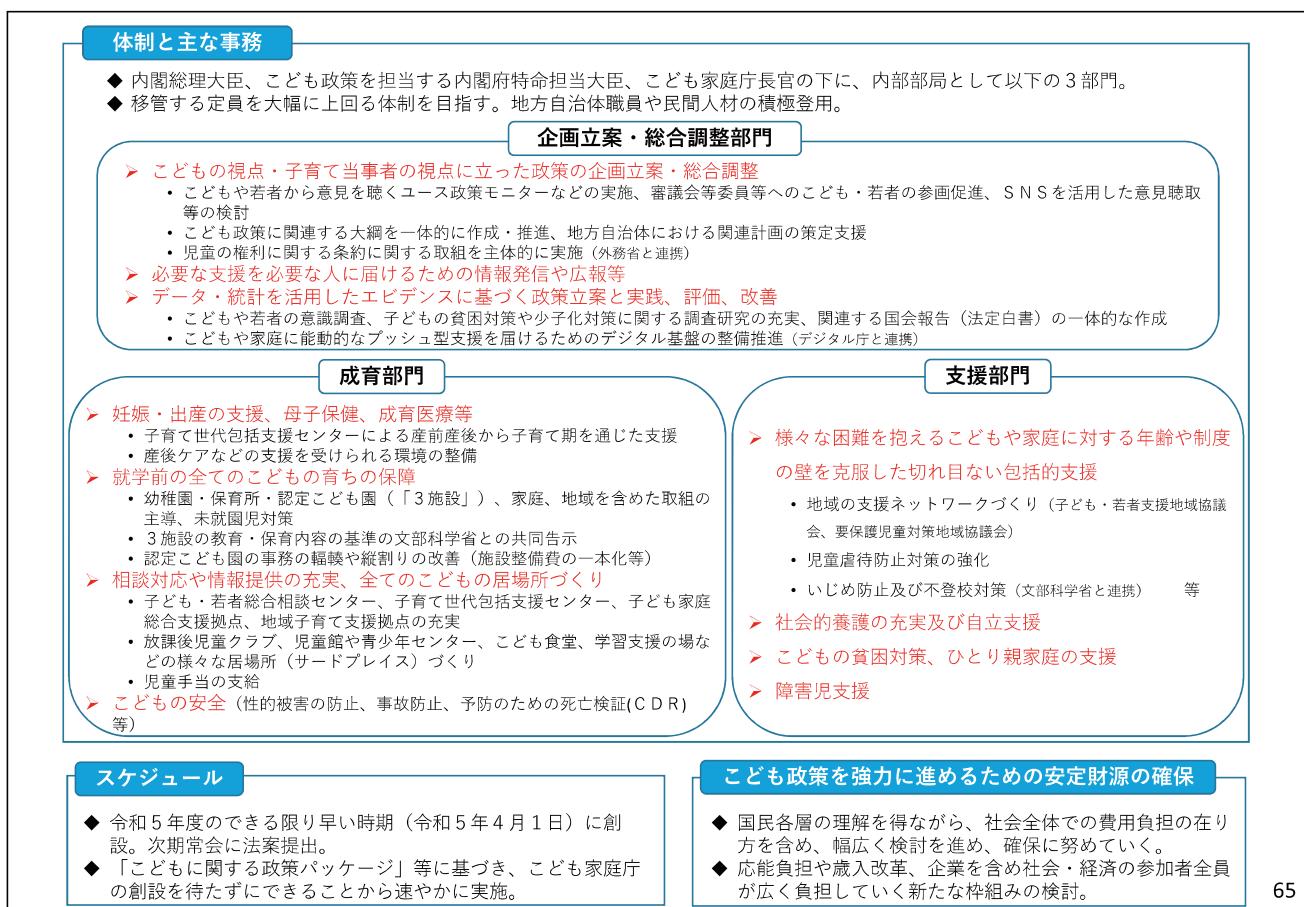
### 法律・事務の移管・共管・関与

- ◆ 主として子どもの権利利益の擁護、子どもや家庭の福祉・保健等の支援を目的とするものは移管。
- ◆ 子どもの権利利益の擁護、子どもや家庭の福祉・保健等の支援とそれ以外の政策分野を含んでいるものは共管。
- ◆ 国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、総合調整。

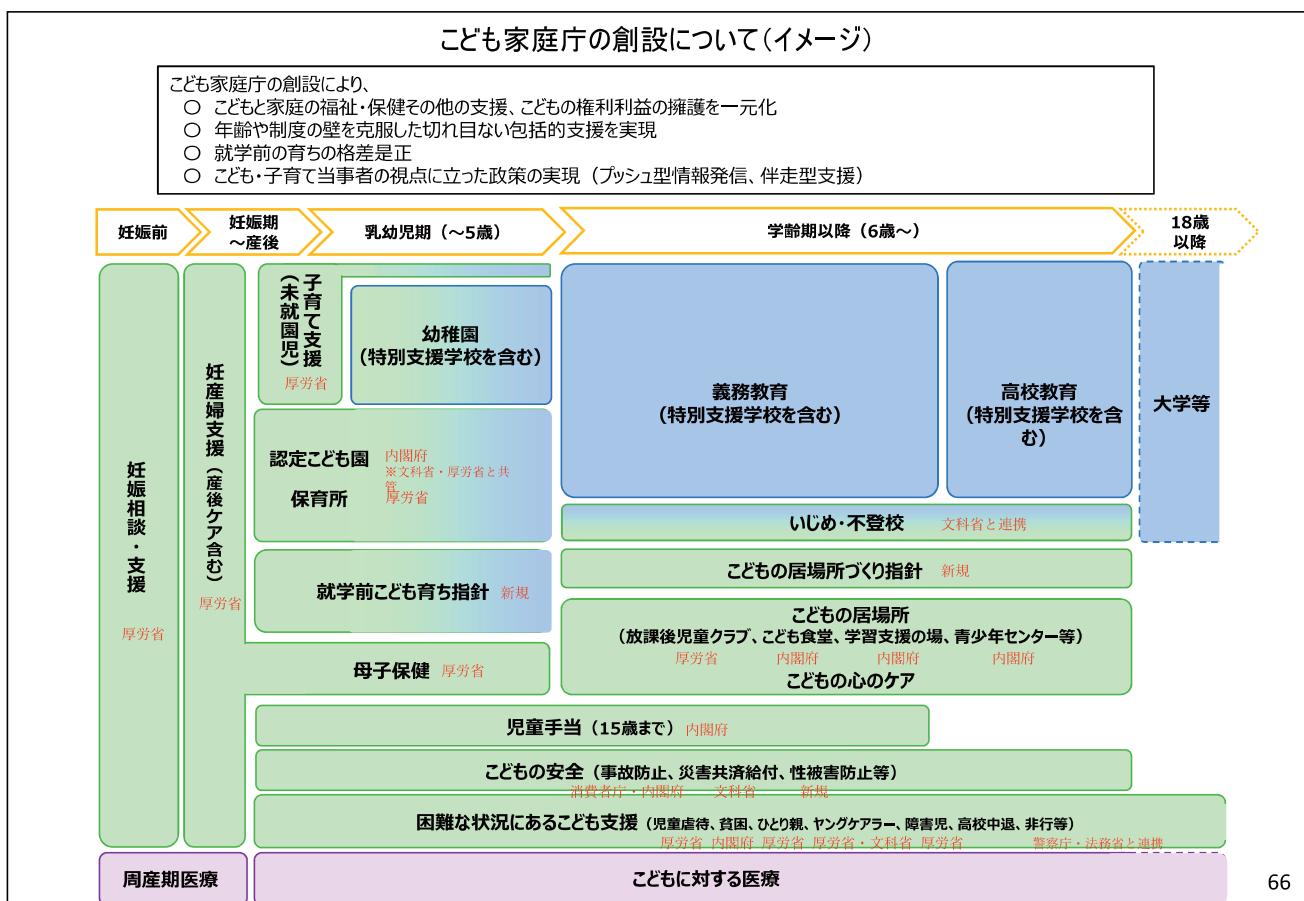
### 新規の政策課題や隙間事案への対応

- ◆ こども政策に関し他省に属しない事務を担い、各省庁の間で抜け落ちることがないよう**必要な取組**を行うとともに、**新規の政策課題**に取り組む。

64



65



66

# 新型コロナウイルス感染症に関する放課後児童クラブの対応

67

## 新型コロナウイルス感染症に関する放課後児童クラブの対応

(令和2年)	
1月31日	<b>「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」</b> →入国規制の地域から帰国した子ども等については、放課後児童クラブの利用を控えるよう要請。また、咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等の感染対策の重要性を周知。(順次入国規制の地図を更新。)
2月18日	<b>「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」</b> →都道府県等は必要であると判断した場合、市区町村に対し、放課後児童クラブの臨時休業等を要請。 (また、都道府県等から要請がない場合でも、市区町村は必要な臨時休園等を行うことが可能。) →2/25に第二報として、感染した子どもが放課後児童クラブを利用していた場合、市区町村は速やかに臨時休業を判断するよう依頼。
2月27日	<b>「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関する保育所等の対応について」</b> →学校が一斉休業を行なう中において、放課後児童クラブについて、感染の予防に留意した上で、原則として開所するよう依頼。
3月2日	<b>「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関する放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について」</b> →放課後児童クラブの業務に学校の教員が携わるごとに、学校において子どもを預かるごとに子ども居場所の確保を促すとともに、学校の空き教室や放課後子供教室等の一層の活用等について依頼。
3月24日	<b>「小学校等の教育活動の再開に伴う放課後児童クラブの対応について（依頼）」</b> →小学校等の教育活動の再開を受けて、4月以降の放課後児童クラブの取組方策（感染症対策、学校施設の活用等）を周知
4月7日	<b>「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」</b> →緊急事態宣言の発出を受けて、規模を縮小して開所すること、臨時休業を検討することや医療従事者等の子どもの預かりが必要な場合の対応について検討すること等を依頼。
5月14日	<b>「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う保育所等の対応について」</b> →緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除がされた後も、原則開所としつつ、これまでと同様に、一定期間、感染防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して市町村の要請に基づき子どもの通所自粛をお願いしたり、子どもや職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合には、市区町村において臨時休業を検討していただきたい旨周知。
(令和3年)	
1月7日	<b>「緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について（周知）」</b> →緊急事態宣言の発出を受けて、今般の緊急事態宣言は「社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。すなわち、飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限する」ものであり「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」（令和2年4月7日）は適用しないこと、感染防止対策を徹底し原則開所していただきたい旨周知。
4月23日	<b>「緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について（周知）」</b> →緊急事態宣言の発出を受けて、今般の緊急事態宣言は「社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。すなわち、飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限する」ものであり「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」（令和2年4月7日）は適用しないこと、感染防止対策を徹底し原則開所していただきたい旨周知。

## 放課後児童クラブ等における学校の臨時休業等に伴う対応に対する財政支援

令和4年度予算

(子ども・子育て支援交付金(内閣府所管))

### ①小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援

- 新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校の臨時休業に伴い、午前中から放課後児童クラブを開所する等を行った場合に、追加で生じる費用について財政支援を行う。

補助基準額	・小学校の臨時休業に伴い、午前中から運営する場合に補助 ≥1支援・1日当たり、計32,000円の申請が可能 ・小学校の臨時休業に伴い、支援の単位を新たに設けて運営する場合に補助 ≥1支援・1日当たり、計62,000円の申請が可能 ※その他小学校の臨時休業に伴い、午前中から障害児や医療的ケア児を受け入れる場合の補助あり ※保護者負担は求めないこととする
補助率	国1／3

### ②放課後児童クラブの利用料にかかる財政支援

- 市区町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために放課後児童クラブを臨時休業させた場合等、市区町村が保護者へ返却する日割り利用料について財政支援を行う。

補助基準額	1人・1日当たり500円
補助率	国1／3

### ③ファミリー・サポート・センター事業の利用料にかかる財政支援

- 小学校の臨時休業等に伴い、ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合の利用料について、減免を行った場合に生じる費用について財政支援を行う。

補助基準額	1日・1人当たり6,400円
補助率	国1／3

69

# 子育て支援員研修について

## 「子育て支援員」研修について

### 趣旨

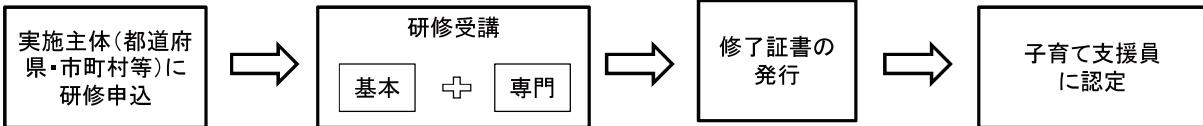
- 子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。
- このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関する必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

### 「子育て支援員」とは

- 国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」(以下「修了証書」という。)の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者
- 研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。
- 研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援など子ども・子育て分野に従事

### 研修受講から認定までの流れ



71

## 子育て支援員専門研修（放課後児童コース）のカリキュラム

### 専門研修（放課後児童コース）カリキュラムの設定等に当たっての基本的な考え方

- 放課後児童支援員の業務を補助員も全般にわたり基本的に担うという考え方を基本として、科目設定を考える。
- 放課後児童支援員の認定資格研修の研修項目・科目を幅広く取り入れて、全体をコンパクトにして設定する。
- 以前子育てをした、教育を受けた価値観にとらわれることなく支援者として関わっていただくことが重要であり、新たな子ども観や子育て環境の変化などを理解してもらうような科目設定を考える。
- 一般の方が主な対象となる子育て支援員の研修であるため、受講しやすさを考慮してハードルは高くせずに分かりやすい内容の科目設定を考える。
- 見学実習は、研修項目・科目の一つには設定しないが、他の科目の中で、DVDや写真等を活用して具体的な内容を伝えていく工夫を実施主体に促していく。
- 実施主体は、原則として都道府県(都道府県が専門研修を実施する上で適当と認める市区町村、民間団体等に一部委託も可)又は都道府県知事の指定した研修事業者とする。

72

